
3. 基本方針

3.基本方針

3.1 基本方針の設定

本市は、東に滋賀県の最高峰となる伊吹山、南には霊仙山がそびえ、総面積の約7割が森林によって占められています。また、天野川と姉川が市域を縦断して流れ、森林にたくわえられた水が母なる琵琶湖に注いでおり、水と緑に恵まれた自然豊かな地域です。

特徴ある自然としては、伊吹山や霊仙山の雄大な風景やのどかな田園・里山風景、天野川などのゲンジボタル、三島池のマガモ、醒井のハリヨや梅花藻などが挙げられます。また、古くから近畿・中部・北陸を結ぶ交通の要衝として発展してきたまちであり、由緒ある歴史文化財などが良好な樹林と一体となって市街地や集落に点在しています。

そうした中、本市は、総合計画における市の将来像を「自然きらめき ひと・まち と きめく 交流のまち」と設定し、自然に包まれたやすらぎのある暮らしを基盤に、地域の特性を活かした個性あるまちづくりによってにぎわいと活気のあるまちづくりを行い、交流機能を高め、新たな地域文化を創造・発信していくことを目指しています。また、政策の一つとして、田舎の良さと地域の絆と都会の便利さを兼ね備えた田舎都市をかかげ、訪れる人々を魅了するいやしのまちとしての位置づけを行っています。

市街地では土地区画整理事業等により新しいまちづくりが進展し、新たな緑地整備や道路の緑化、民有地の緑化等への展開が推進されています。市街地内の緑は少ない状況ですが、市街地に隣接した風致地区の緑や天野川沿いの樹林地、農地等が市街地や集落を囲んでおり、緑豊かな周辺環境に恵まれています。一方、緑は、都市環境保全や防災機能向上、美しい景観形成、健康づくり・レクリエーションの場としての機能を有しています。近年では、環境保全に対する市民意識が高まってきており、本市においても、例えば市民主体の里山保全活動への取り組みも始まっています。また、自然とのふれあいの場、環境学習の場としての活用や、地域コミュニティの形成を図る場、市民団体による市民活動・交流の場としての活用も広がっています。

本計画では、このような地域の骨格となる緑や地域固有の緑（伊吹山や霊仙山、風致地区の緑）と、歴史性・文化性を有し住民との関わりが深い社寺林や拠点的な緑（公園緑地）、連続する緑（街路樹、河川、民有地の緑化）をおりまぜながら、都市全域にわたる緑のネットワークづくりを行い、快適で米原らしい都市環境の創造を図ることを目標とします。

そして、空間構成上の基盤として、伊吹山山麓と琵琶湖を結ぶ天野川・姉川と、琵琶湖湖岸、及び琵琶湖から米原駅周辺を中心市街地をつなぐ道路・河川を緑の軸として位置づけます。特に、天野川は、国指定の特別天然記念物および天然記念物であるゲンジボタルの発生地でもあり、住民アンケートにおいても全地域において「残したい緑」として、あるいは「緑化活動の場」として取り上げられ市民に深く愛着がもたれています。

これらの緑を保全・整備・育成することにより、よりよい緑を次世代に継承し、本市が水と緑に恵まれた田舎都市として発展していくことを図るものとします。

これまでの整理を踏まえ、市全体における緑の将来像と基本方針を以下のように設定します。

緑の将来像

伊吹山麓から琵琶湖をつなぐ水と緑のネットワークづくり

～水と緑のきらめく田舎都市 まいばら～

基本方針

緑をまもる 「水と緑に恵まれた、良好な都市環境の保全」

- ・伊吹山や霊仙山周辺の都市の骨格を形成する山地の緑を保全します。
- ・本市の緑を支える骨格軸として琵琶湖湖岸、天野川・姉川・地藏川等の多様な水辺地の緑を保全する。特に天野川と姉川は本市の豊かな自然や歴史文化資源を結ぶ軸線であり、本市の環境軸として位置づけます。
- ・市街地に近接する身近な緑である風致地区や農地の緑を保全し、良好な都市環境保全に役立てます。
- ・歴史的資源と一体となった緑や、ホタル・ハリヨ・梅花藻などの貴重な動植物の生息する環境を保全します。

緑をつくる 「集い、賑わい、憩う、交流の緑を整備する」

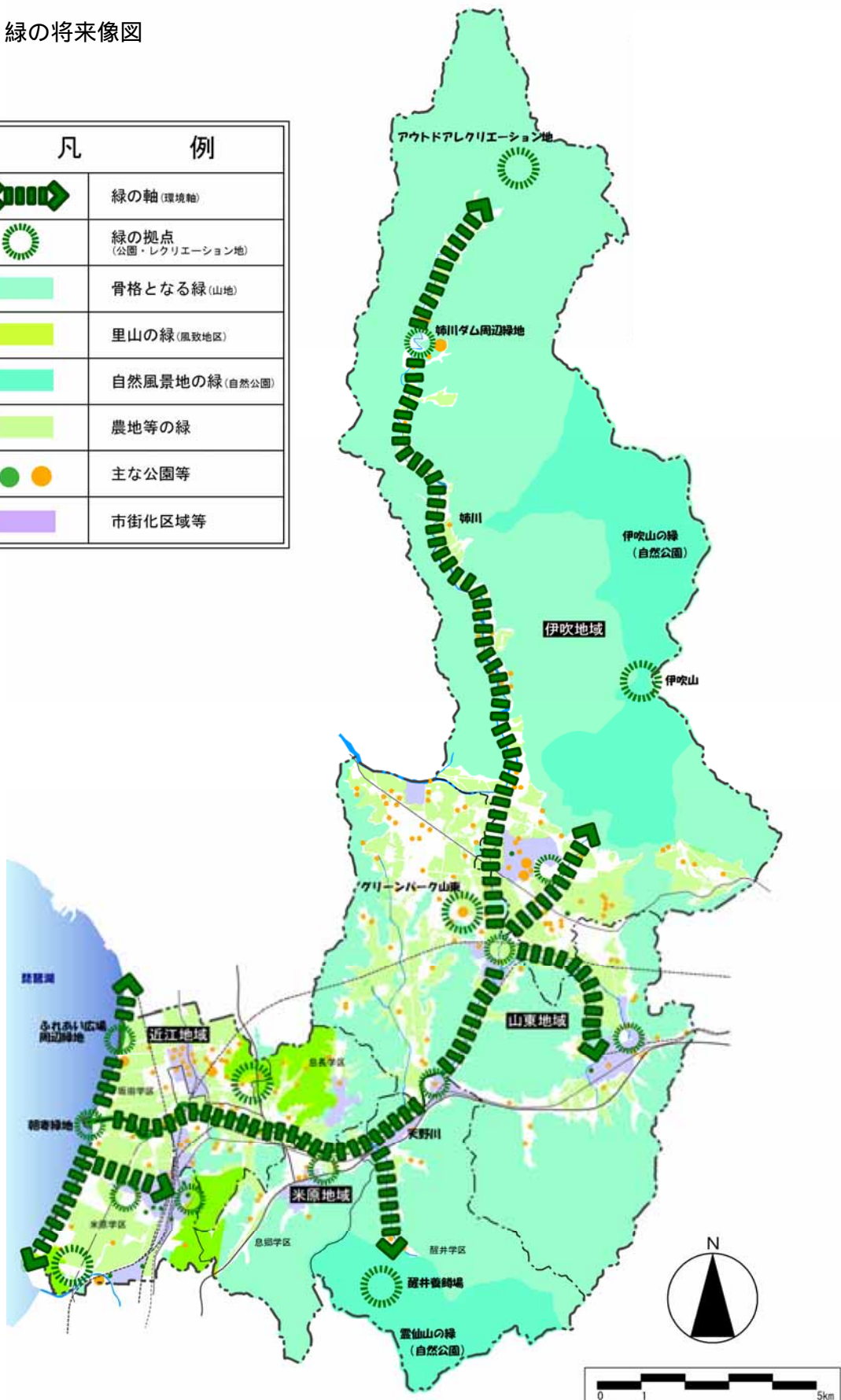
- ・本市を代表する公園である「グリーンパーク山東」や琵琶湖周辺の緑地、伊吹山周辺のアウトドアレクリエーション地などを、市内外の人々が訪れ、にぎわい、憩う場となるよう整備・充実を図ります。
- ・地域における緑の拠点となる都市公園を現況の配置状況や住民ニーズを踏まえ適正に配置します。また、都市計画決定済み未供用の都市公園の整備推進を図ります。
- ・既設公園や草の根広場の整備充実、活用を推進します。
- ・都市景観や防災機能向上につながる公園緑地の整備を推進します。

緑を育てる 「緑をみんなで育成し、緑で市全体をつなぐ」

- ・緑の拠点を河川や湖岸による水の軸や街路樹のある道路でつなぎ、水と緑のネットワークの形成を図ります。特に、琵琶湖から天野川を経由して伊吹山麓に至るエリアと、琵琶湖から米原駅周辺の中心市街地に至るエリアは、緑のネットワーク軸として重視します。
- ・沿道、河川沿い、湖岸沿い、公園、公共施設、歴史資源、民有地等の緑化を市民参加のもと進めます。
- ・市街地に近接する良好な樹林地を、市民の里山活動の場として活用を図ります。

緑の将来像図

凡 例	
	緑の軸 (環境軸)
	緑の拠点 (公園・レクリエーション地)
	骨格となる緑 (山地)
	里山の緑 (風致地区)
	自然風景地の緑 (自然公園)
	農地等の緑
	主な公園等
	市街化区域等



3.2 施策の体系

本市の緑の施策は、

- ・良好な現況の緑を保全していく「緑をまもる」
- ・新たな緑を創り出す「緑をつくる」
- ・市民参加のもと、みんなで育てる「緑を育てる」

の3つを柱に展開していきます。

区 分	施 策		内 容
緑をまもる	樹林地、里山の保全		<ul style="list-style-type: none"> ・風致地区 ・自然公園 ・保安林 ・地域森林計画対象民有林 ・緑地保全地域制度や市民緑地制度の活用
	文化財などの樹林地の保全		<ul style="list-style-type: none"> ・史跡・天然記念物の指定継続
	優良農地の保全		<ul style="list-style-type: none"> ・農用地区域の適切な保全
	河川の保全・活用		<ul style="list-style-type: none"> ・河川区域の適切な保全
緑をつくる	緑の拠点の整備		<ul style="list-style-type: none"> ・地区公園・近隣公園等の整備 ・緑化重点地区制度の活用 ・既存レクリエーション地の充実 ・防災に配慮した公園整備
	身近な緑の充実		<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園等の適正な維持管理
緑を育てる	緑のネットワーク整備		<ul style="list-style-type: none"> ・道路や河川の緑化 ・公共公益施設の緑化 ・学校の緑化 ・民有地の緑化
	緑化活動の推進	緑の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・広報活動の推進 ・緑化行事の開催 ・苗木配布、記念植樹の推進
		環境学習、里山活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・環境学習や里山活動への支援 ・小学校の総合学習での環境学習 ・里山の維持・保全（松くい虫対策等）
		住民参加の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・参加型公園づくりの検討 ・公園愛護会制度の検討 ・ボランティア活動の推進、支援
		緑化の助成・表彰	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化助成・表彰制度等の検討

3.3 計画のフレーム

目標年次

概ね20年後を目標年次、概ね10年後を中間目標年次と設定

本計画の長期的な将来の姿である目標年次は「米原市都市計画マスタープラン」の目標年次に合わせ概ね20年後とします。また、具体的な目標となる中間年次は、概ね10年後です。

人口フレーム

将来人口は42,000人とする

米原市の平成17年の国勢調査人口は41,009人であり、市総合計画では平成27年の将来人口は42,000人と推測されています。緑の基本計画における人口フレームは、概ね20年後についても42,000人を維持するものとして設定します。なお、平成17年人口からの増加分は、米原地域内の土地区画整理事業等の市街地整備により発生するものです。

3.4 緑地の確保目標水準

都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標を $20\text{m}^2/\text{人}$ として設定
(天野川緑地を含むと $45\text{m}^2/\text{人}$)

都市公園等の施設(都市公園に準じる施設を含む)として整備すべき緑地の目標水準は、国の指標としては緑の政策大綱(平成6年7月)及びこれまでの施策目標の経緯等を踏まえて住民1人当たり 20m^2 とすることを目標とすることが望ましいとされています。

米原市の都市公園等の配置(計画決定済み面積を含む、天野川緑地は含まない)は、都市公園の他、都市公園に準じる施設である公共施設緑地が比較的充実して配置されているため、1人当たり緑地量は約 $18\text{m}^2/\text{人}$ 程度となっていますが、都市公園等の内、約2/3が未供用であり供用区域面積としては約 $13\text{m}^2/\text{人}$ 程度の状況です。地域によってはある程度のまとまりのある近隣公園程度の身近な公園が不足しています。

このため、緑地確保の目標としては現況の緑地量を踏まえ、概ね10年後(中間年次)においては計画決定済み未供用公園緑地の整備を図ることとし、概ね20年後(目標年次)においては地域のバランスを考慮した新規公園緑地整備推進を行うこととします。都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標は、 $20\text{m}^2/\text{人}$ (天野川緑地を含めると $45\text{m}^2/\text{人}$)として設定します。

なお、保全型緑地である天野川緑地を含めた緑地量としては1人当たり 45m^2 を上回るようになりますが、天野川緑地は河川区域内であり身近な公園としては性格が異なるため、ここでは参考値として表示しました。

緑地の目標水準

年次	現況(平成19年) $\text{m}^2/\text{人}$			中間(概ね10年後) $\text{m}^2/\text{人}$		目標(概ね20年後) $\text{m}^2/\text{人}$	
	A	A	B	A	B	A	B
都市公園	6.0	1.0	(20.0)	6.4	(20.2)	7.9	(33.5)
公共施設緑地	11.8	11.8	(11.8)	11.6	(11.6)	11.6	(11.6)
合計(都市公園等)	17.8	12.8	(31.9)	18.0	(31.7)	19.5	(45.1)

A : 天野川緑地を含まない B(参考値) : 天野川緑地を含む
 現況欄のA、B : 都市計画決定済み未供用の公園緑地を含む数値
 A : 供用済みの公園緑地に限定した数値

市街化区域等に対する緑地の確保目標水準（緑地面積率）

市街化区域等に対し44%以上の永続性のある緑地(市街化区域等に隣接する緑地を含む)を確保する

緑地の確保目標水準としての国の指標としては、市街地面積に対し30%以上の緑地確保が望ましいとされています。

本市は、市街地に隣接して風致地区の緑が存在しているという緑に囲まれた市街地特性を考慮し、市街地に隣接し配置されている風致地区面積を加え目標値を設定し、市街化区域等（用途地域を含む）面積に対し44%以上の永続性ある緑地の確保を目標とします。なお、行政区域に対する緑地目標は概ね85%（琵琶湖水面を除く）となります。

目標年次における緑地確保目標量

	現況（平成19年）	目標（概ね20年後）
A ¹ ：市街化区域等面積（691ha）に対する割合	2.8%（19ha）	3.7%（概ね 25ha）
A ² ：市街化区域等に隣接する周辺地域の緑地面積を取り込んだ場合の市街化区域等に対する割合	43.6%（519ha）	44.1%（概ね 525ha）
B：行政区域（22,310ha ³ ）に対する割合	84.8%（18,930ha）	85.0%（概ね 18,960ha）

目標値の算出について

$$1 \quad A = \frac{25.4}{691} \times 100 = 3.7\%$$

2 A の指標

本市は市街地に隣接して風致地区の緑地が存在するなど緑に囲まれた特徴的な市街地が形成されています。このような市街化区域等に隣接して存在する緑地等は、Aの指標では除かれるため、Aとしてこれら市街化区域等に隣接する緑地も取り込み実質的な緑地の目標水準を設定します。

$$A = \frac{\text{市街化区域等の緑地確保目標量} + \text{市街化区域等に隣接する緑地面積}}{\text{市街化区域等面積} + \text{市街化区域等に隣接する緑地面積}} \times 100$$

$$= \frac{25.4 + 500}{691 + 500} \times 100$$

$$= 44.1\%$$

・市街化区域等に隣接する緑地面積は風致地区を対象
横山284ha+米原217ha = 501ha、内1haは市街化区域内
このため市街化区域等に隣接する緑地面積としては500ha

3 行政区域面積

琵琶湖水面を含めると行政区域面積は25,046haであるが、緑地面積率算出に当たっては琵琶湖水面を除いた面積である22,310haを使用し算出しています。